

日韓双方の史料からみる接触の場

鶴田 啓

はじめに

韓国史においても、朝鮮時代後期の史料は、前期史料よりずっと多いであろうが、日本史料の数量は、近世（江戸時代）に入ると、それ以前の時代と比較して飛躍的に増大する。この時代の特徴は、一つの事件を複数の日本史料や、日本史料・韓国史料の両面から見るができる点にある。本報告では、いくつかの事例を取り上げ、史料の併用が有効であることを示すとともに、そうした作業を通して感じる疑問点についても述べる。

1. 万延元年（一八六〇）、四国通商開始の告知と対馬藩と幕府・朝鮮

最初に取り上げるのは、万延元年に対馬藩が朝鮮国に対して、日本と欧米四か国（通商条約はオランダを含む五か国）の通商開始を知らせた事例である。この一件は、史料の併用によって事件全体の「流れ」が分かる例である。①長崎での対馬藩・幕府（長崎奉行）の折衝と、幕府内での評議・伝達に関しては、「万延元年正月より十二月迄応接下り物留運上役所」¹⁾、②江戸での折衝に関しては、「公義被仰上」²⁾と「江戸藩邸毎日記」³⁾「藩庁毎日記」³⁾、③対馬・朝鮮間往復書契と朝鮮国内での処

理に関しては、「本邦朝鮮往復書」「承政院日記」「朝鮮王朝実録」「哲宗実録」「同文彙考」などの史料によって知ることができる。

江戸幕府は、安政五年（一八五八）の六月から九月にかけて、アメリカ・オランダ・ロシア・イギリス・フランスと修好通商条約を結び、その規定に従って、翌安政六年六月二日（一八五九年七月一日）から、神奈川（横浜）・長崎・箱館の三開港場においてこれら各国との自由貿易が開始されることになった。ところが、開港直前の安政六年四月一七日、イギリスの軍艦アクテオン号が対馬浅茅湾へ侵入し、尾崎浦に停泊して五月八日まで滞留する事件が起こった。⁴⁾この来泊事件によって、対馬藩は、欧米列強が対馬に関心を持っていることと、防備体制強化の必要性とを認識した。藩庁ではこの事件について四月一九日・同二四日・五月二日・同九日に江戸へ書状を送った。（五月二〇日～六月二二日に幕府へ提出。）さらに五月一日には、外国船の対馬寄港禁止を幕府に要請するため、唐坊莊之助を長崎へ、海津善九郎を江戸へ派遣した。

六月一六日、対馬藩長崎開役小田儀兵衛は、長崎奉行岡部駿河守（長常）に、八か条の「口上書取」と「英船・贈物之目録」を提出し、条約相手国に対し開港場所でない対馬へは来泊しないよう、幕府から要請することを求めた。この「口上書取」の第一条に、「欧米諸国に通商を許可された事情について、幕府から朝鮮国に対しその主旨をきちんと御告

知らざらなくては、寛永・正保年間にキリスト教国の入津禁止を定められた際、朝鮮国へ嚴重に御連絡された事情もありますし、対馬には絶えず朝鮮国の漂流民が在留していますので、今回のようにイギリス船が何十日も滞留しては、朝鮮国に對しても不都合なことです」とあるのが注目される。

岡部は長崎出張中の目付都筑金三郎(峯暉)と相談の上、老中に伺書を提出した。岡部の伺書の中には、「朝鮮国へ外国通商許可の事情を告げることは、宗氏家来の申す通り、適当と思われる。この件は江戸で宋氏へ御指示があると思うけれども、心得のため私へも様子を教えていただきたい。」とあった。

一方対馬藩江戸藩邸は、七月二八日、江戸家老佐須伊織の名で外国掛老中間部下総守(詮勝)と老中脇坂中務大輔(安宅)に伺書を提出した。その文面には、寛永年間にキリスト教国の渡来が禁止され、寛永一六年(一六三九)・正保元年(一六四四)に朝鮮国へその旨を連絡した歴史を述べ、朝鮮では現在まで中国・オランダ以外は日本への来航禁止だと考えている。かつて朝鮮国へ日本のキリスト教禁止と「鎖国」を告げた以上、今回通商開始とキリスト教禁止継続を連絡しないのは「不都合」だという論理である。(史料1)

外国船対馬來泊については、同じ七月二八日付けで、留守居名による三通の伺書が、間部と脇坂へ提出されている。第一は「口々難渋」五か条で、その第五条には、「従来対馬では朝鮮国から來島の訳官使にも送還途中の朝鮮人漂流民にも自由な徘徊を認めていないのに、今般通商許可の外国人たちが勝手に徘徊しては、朝鮮国への説明にも甚だ不都合であり、何の用も無いならば今後對馬へ來泊しないよう、厳達してほしい」とする。第二は薪水の代金取り扱いなど具体的な事例に対する指示を仰いだ八か条で、第三条で「強いて城下に上陸した場合は、警衛人を付け

た上で、郭内居屋敷・朝鮮国よりの訳官使在留中の旅館・漂流民住居所近辺はもとより、侍屋敷などがある場所へは一切近寄らせず、海岸近辺に限り歩行を許可すべきか」と尋ねている。第三は、幕府からイギリス人に対し馬所望禁止の書状を出すよう求めたものである。

このように、長崎での伺書、江戸での伺書、そして八月一六日の催促書面(「對馬は遠国偏屈の人情で、幕府が外国人に對応している御趣意も分からない。その上、旧來朝鮮人を取り扱ってきた形もあるので、現在の外国人たちの行動は失礼至極と考えてとかく憤怒が強く、どのような異変が生じるかと大変心配である」と、いずれも外国船の對馬來泊が不都合である理由に、「朝鮮」との關係を挙げて注目にしている。四国通商開始の伝達を申し出た對馬藩の目的は、通商条約発効という新たな状況のもとで、自らが従來果たしてきた對朝鮮關係における役割を幕府に今一度強調し、日朝外交貿易体制に「不都合」がないよう取り計らう旨の確認を引き出しておくことであつたと考えられる。

八月二二日になって、間部から外国船對應の各伺書に対する回答(書取)が渡された。ただし、「箱館奉行所應接下り物留帳」によれば、実際に老中の指示が幕府内部の關係者に回つたのはこれよりずっと後で、同史料には、一二月二八日勘定奉行、同二九日外国奉行、翌万延元年閏三月一七日神奈川奉行(外国奉行が兼任)、そして同二八日に箱館奉行がこの書取を確認した記載がある。また對馬藩内部でも、通商条約文面の効力と幕府への要請の限界は意識されていて、一月一〇日の家老から家中宛布達には、「幕府において現在外国人たちを取り扱うようすは、いつも通商条約の通りとは限らないようで、異国船の多くは品川沖へ乗り入れ、江戸中を勝手に遊歩し、その往來に少しも問題が無いように、たびたび触や達が出されていることも考えれば、しいて条約の文面にこだわらず、無理に上陸を拒否することはないだろう。そこで、時宜に従つ

て、穩便の処置が肝要である」とあった。⁽¹¹⁾

一方、朝鮮への通商等告知問題に対しては、一〇月五日に「史料2」の書付が渡された。留守居名の伺書に対する指示は書取形式だったが、こちらは伺書が家老名だったので、回答も一段上の書付形式であった。これにより、朝鮮国へ四国通商開始とキリスト教禁止継続を告知すべきこと、具体的な方法は対馬藩に一任することが認められた。「史料2」

幕府からの回答は、一月中旬には対馬国許に到着したと思われる。藩主宗義和は、万延元年四月付けで、礼曹参判・礼曹参議・東萊府使・釜山僉使それぞれ宛てて、日本がロシア・フランス・イギリス・アメリカと通商關係を結んだこと、キリスト教禁止は従来通りであることを報じる書契を認めた。これら書契は、徳川家茂の將軍襲職を告知するため派遣中の関白承襲告慶大差倭(参判使)平田宮内を通して同年八月朝鮮側に伝えられた。書契の文面には、「茲告、魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国、比年屢航于本邦、切請通商、糺其素情、審其懇款状、有可憐者、柔遠之道亦不可廢、仍各許其請、以応彼望、若夫邪教緊防嚴飭、何夫待言、今此事由、令不佞告報貴国、是東武之特旨也、兩國交誼久、固非他邦之可比也、第希弥修隣睦、益敦旧盟、幸善」(礼曹参判宛書契)とあった。⁽¹²⁾

それでは、これら書契を受け取った朝鮮側の反応はどうだったろうか。「哲宗実録」卷二二、一一年八月己巳(八日)条に「備辺司啓曰、東萊府使鄭獻教状啓、関白承襲告知差倭言内、魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国、通貨於弊邦、故以此別具書契・別幅呈納為言、随事往復、出於交隣間有事相聞義也、撰出回答書契、斯速下送、允之」とある。⁽¹³⁾

「承政院日記」同日条にも記載があり、次いで八月二六日条には「(尹秉鼎)又以備辺司言啓曰、即見戸曹所報、則以為魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国通貨事告知差倭回礼单参価四千両、趁即区画為辞矣、

此是応例也、以嶺南所在信需穀中新米一千三百石区画、待開倉執錢計報之意、行会如何、伝曰、允之」との記述があるので、義和からの書契は受理され、回答の準備が進んでいたことが分かる。

朝鮮からの書契はそれぞれ往信の書契に合わせた文面で、例えば礼曹参判書契の場合は、「四国通商事、不害為柔遠道、而至若邪教緊防、貴国自有禁制、似不待加勉也、今此事由之委報、侃出於睦隣之盛誼、感荷極、曷勝言諭」であった。⁽¹⁵⁾ これら書契は「本邦朝鮮往復書」と「同文彙考」に所収されており、往復を確認できる。ただ回答書契の日付は「同文彙考」が「いづれも八月、「本邦朝鮮往復書」は九月になっており、最終段階で九月と直された可能性がある。また「本邦朝鮮往復書」には、「以上正月十九日開封」との注記があるので、翌万延二年になって以酌庵輪番僧のもとで開封されたことが分かる。

以上のように、朝鮮朝廷では、四国通商開始・キリスト教禁止継続告知の書契に対する回答を出すことは比較的簡単に決まり、その実行も速やかに行われた。当時、通信使をめぐる交渉が難航を極めていたのとは対照的である。

この朝鮮からの回答書契は、万延二年(文久元年)四月五日、和訳(史料4)と添状(史料3)を添えて月番の外国掛老中安藤対馬守(信正)に提出され、これによって、足掛け三年にわたる朝鮮国へ四国通商開始・キリスト教禁止継続告知の手続は滞りなく完了した。

2. 天明五年(一七八五)、対馬藩主の急死事件(釜山の折衝)

次に取り上げるのは、天明五年に対馬藩主宗猪三郎が急死した事件である。七月八日対馬藩主宗猪三郎(平義功)は一五歳(幕府に対して届け出た年齢では一七歳)で急死した。猪三郎に実子は無く、また安永七

年(一七七八)襲封時、特例として、対馬在国のままでの襲封と成長まで数年間の在国とを認められていた。このため、將軍への御目見も未だ済ませていなかった。国元では、この特別な条件のもとでの急死に際して、必要な手続きを確認しないまま死去を公表したため、藩存亡の危機を招くことになった⁽¹⁸⁾。

この事件は、幕府の指示で藩主の死去を取り消すという処理過程自体興味深いし、また当時の対馬―江戸間の連絡体制についても、詳しく知ることが出来る。ただしここでは、藩主死去取り消しがどのように朝鮮に伝えられ、そして処理されたかに限定して見ることにする。その折衝は、対馬藩と朝鮮(とくに、倭館に出入りする訳官)との交際の特質を良く示していると思われる⁽¹⁸⁾。

釜山倭館へは、七月一二日付館守嶋雄太膳宛書状で、藩主の死去とその公表が連絡された。この書状は七月二三日倭館に到着し、同日嶋雄は書状の内容を倭館内の家中に達した。藩主死去のことは、二三日入館した訓導・別差(両訳)にも伝えられ、翌二四日訓導は喪服を着して入館し、通詞同席の上で嶋雄に面会、東萊府使・釜山僉使からの弔辞を述べた。

一方、七月二九日に対馬から藩主急死の知らせを受けた江戸では、幕府関係者と接触して急養子願の手続きを調査したが、皆「定まった手続きは変えることができない」という対応だった。しかしその過程で、幕閣は対馬藩の実情を察し、正規の手続きでは藩の存続に関わると判断して、藩主のすり替えの方法(藩主猪三郎は健在で、その弟が死去したことにする。今後は弟が猪三郎になり代わる)を示唆した。国元家老衆がこの方針を知ったのは、八月八日付の江戸書状が到着した八月二三日であった。

さて、八月二四日に渡海を命じられた阿比留惣四郎は、九月九日夜倭

館に到着した⁽¹⁹⁾。阿比留は出発に当たり家老衆から、①表向き殿様「蘇生」ということで済み、内情は「以心伝心」で伝わるならば「上策」。②それで済まないなら、とにかく対馬にとつて余儀なき次第であることを主張する。③内情を「白地ニ打明御頼(全てを明らかにしてお願ひ)」するのほどこだけ避ける。④しかし殿様死去の報を取消すという今回の目的成就のためならば、状況に応じてどの方法でも構わない、との指示を受けていた。嶋雄はただちに家中を集めて阿比留持参の書状の内容を達し、また通詞に対してその趣旨を朝鮮側に伝えるよう命じた。

九月一〇日、両訳が入館した。藩側通詞は対馬から殿様「蘇生」との連絡があったと話したが、両訳はそのような「小児之戯同然之儀」を東萊府使へ取り次ぐことなどできないと拒否した。この知らせを聞いて、阿比留は通詞に対し「無御余儀事情自然と相貫、体察ニ至候様(余儀無い事情が自然と伝わり、事情を察してくれるように)」掛け合うようにと指示した。その結果両訳も「何角ハ不存、格別重キ御意味合事可在之(何かは分かりませんが、特別に重大な事情があらうようですね)」と、協力を約束した。両訳はこの段階で内情を全て聞いていたかも知れない。

一日には、倭館内で嶋雄・阿比留・通詞・両訳が会した。この席で嶋雄と阿比留は殿様快復のことを述べた。両訳は「恐悦至極」と言ったが、東萊府使へ申し出た際どうなるかを危惧しており、阿比留が見るところ「誠ニ当惑之体」だった。阿比留は翌一二日、対馬の事情に詳しい訳官の韓判官に、通詞を通して内情を申し含めておくことにした。一三日に通詞が別差から得た情報では、前日東萊府使へ申し入れたところ、府使はこの件をいかに朝廷へ報告すべきか、困惑の様子であったという。阿比留は九月一五日付の書状で、府使「聞済(了承)」の見通しが立たないと国元家老古川図書へ報じた。

一八日夜、両訳が東萊府使の面前に引き出されて杖罪に処されたとの情報が入った。二〇日になって両訳からの書状があり、杖罪とは誤報で、実際は逼塞を命じられていることが分かった。後掲(史料5)の内容から判断すれば、両訳に対する処罰は、都へ報告する前に形式を整えるために行ったものであろう。

二四日両訳が入館し、通詞に対して、兩人が今回の件について府使へ具体的にどう述べたかを、館守へも伝えてくれるようにと言った。また内々の話として、「府使へも御国之義最眞ニ被存、深ク心を被配、巧者成ル書手を都江被差登、彼是申合、古東萊府使へ便り、朝廷方申込候手配被致候(東萊府使も対馬のことを大切にお考えになり、深く心配なされ、字の上手な者を都へ行かせ、いろいろと指示を与えて、前の東萊府使に依頼して、朝廷の重臣たちに申し上げる手配をされています。)」と、府使がうまく收拾するために尽力していることを告げている。そこで阿比留は一〇月七日まで待ったが、都からの返事に関する情報は得られず、一〇月七日付書状で右記の経緯を古川図書へ報告した。

一〇月一三日、両訳が入館、通詞とともに館守の所に行き、「御蘇生の趣が都でも了承された旨連絡があったので、このことを館守へ申し上げるよう府使から申し付けられて来た」と述べた。その後両訳は通詞に対して、今回穩便に処理が済んだ理由として、①先般逝去の使者に自分たちが対面しなかったこと、②告知は館守から府使への内達によるもので正式の告訃使は渡来していなかったこと、③したがって府使から都への啓聞はあったが、表向きの手続きに入っていなかったため、都では「知れ而不知顔」ができたこと、④府使の対応宜しきを得たこと、をあげた。阿比留は一四日付で図書宛書状を認め、これは一〇月二〇日夜対馬府中に到着した。

では、東萊府使はこの件をどのように朝廷へ報告し、朝廷はそれをど

う処理したのだろうか。九月二七日に東萊府使から朝廷へもたらされた報告が(史料5)である。なお、阿比留惣四郎の書状や「館守日記」では、曖昧にされていたが、この史料からは、訓導・別差にも、藩主死去・すり替えの内情が全て伝えられていたことが明らかである。

この報告の形式は、東萊府使として対馬からの連絡を取り次ぐのではなく、訓導・別差の来告を朝廷に伝える形を取りながら、対馬の内情はすべて分かるようになっていいる。且つ、対馬の非を追求することには慎重な態度を示しつつ、「理にもとる」対馬側の発言を伝えた彼らに対してはすでに申飭(注意)を行った、という。ここには、島主「蘇生」¹¹ 実態はすり替えという異常な報告に際して、立場上慎重を期さなければならなかった東萊府使の配慮がうかがえる。朝廷官人が抱く対馬島人のイメージと合致するかのようには、倭人の言うことは倫理的には無茶苦茶、しかし内情はやむを得ない点もあり、「一心向慕、無異藩臣」とまで言っている。しかも訓導や別差の処罰によって、すでに朝鮮側として一応の体面は保たれている。ここでもし本格的に対応して府使の処罰などを行えば、朝鮮が倭人に欺かれたことを認める結果になりかねない。とすれば、倭人相手にこれ以上の処置は得策ではないという判断に傾くわけである。

一〇月四日、国王正祖は諸臣に「東萊府使状啓中、対馬島主還生事、卿等果聞之否」と尋ねた。²⁰これに対して領議政徐命善らは「果為得聞、而渠輩之生不生、非我国之所知」と答えた。そこで国王が「状本中、雖有令廟堂稟処之意、而此則別無稟処委析、只於卿等之私書、以此意令萊伯知悉、無妨矣」と自分の考えを述べると、命善は「誠好矣」と賛意を表した。東萊府使が都に送った「巧者成ル書手」や「古東萊府使」が、背後でいかなる活動をしたのかは不明だが、結果的には彼の希望していた通り、この件について朝廷ではとりたてて問題とされなかった。

結局、嶋雄や阿比留は藩の内情を自分では表向き口にせず、通詞から訳官に言わたことと藩庁に対して体面を保持し、東萊府使李頤祥は対馬島主「蘇生」という異常な報告を、訓導・別差の責任とすることで朝廷に対して体面を保持しながら、一件を処理したことが分かるのである。

3. 小田幾五郎関係史料と通詞と訳官

文化度(辛未年)通信使は、その実現までに、長い年月の、複雑な交渉があったことで知られている。韓国史料と宗家の記録を駆使して事実経過を詳細に叙述した田保橋潔氏の「朝鮮国通信使易地行聘考」⁽²¹⁾は二五〇頁を超える分量であるし、ほかに、長正統氏の史料紹介「倭字訳官書簡よりみた易地行聘」⁽²²⁾、三宅英利氏の「近世日朝関係史の研究」⁽²³⁾などの研究もある。

ところで、対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料の「記録類Ⅲ朝鮮関係」には、付表に示したように、対馬藩の朝鮮語通詞で、「易地聘礼」の準備交渉でも重要な役割を果たした小田幾五郎の関係史料が含まれている。これらの史料はおそらく、易地聘礼を進める立場にあった藩の重臣が命令して、小田たち通詞に、訳官との会話内容を記録して藩に提出させた書類である。普通の藩庁記録であれば書かないような、具体的な会話内容まで記述したのは、このような作成事情のためであろう。長い交渉全体の中で、記録に残されたのは一部分に過ぎないけれども、交渉の実態について詳細に知ることができる史料である。

一例を挙げれば、A16「乙丑年閏八月掛合」は、文化二年(一八〇五)閏八月、先に収賄・書契偽造容疑で故朴俊漢・崔瑠・崔国禎らが逮捕されたのを受けて、講定官(講定訳官)・訓導が日本側の事情を聞くために入館した際の記録であり、講定官・訓導と小田幾五郎・牛田善兵衛との間での緊張したやりとりが記載されている。小田らが主張する対馬側

の立場は、①この事件に対馬は無関係、②すでに渡された書契は、朝鮮国内の事情に関わらず有効、というものである。なおこの史料でも、対馬側は、易地聘礼は一旦朝鮮側の拒否で頓挫した後、朴俊漢が条件によっては相談に応じる(それが領議政や朝廷の意向である)と言って持ち掛けたと述べている。(史料6)

また例えば、A15「寛政十一己未年自正月御用書物扣覚」からは、この年、前訓導崔瑠(伯国)らが対馬藩に対して、朴俊漢没後の活動資金の補助を求め、小田が訳官の要求に理解を示したことが分かる。また、A18「寅十一月十一日・十二月十一日追々口写扣」A19「卯九月三日達口上手覚」A20「七月廿四日口写」A21「丙寅八月十九日口陳并口写」(講定官訓導兼而都船主様江御内願申出置候品二付今日府使江往復之口写)⁽²⁴⁾からは、文化三年八月から四年七月にかけての交渉経過を知ることができ、何処に具体的な対立点があったかが分かる。(史料7)(II A 20の場合)

しかし、そこに記載された対話内容が、全く現場でのやり取りを離れた架空の内容である可能性は低いとしても、藩の通詞たちが、自分たちの不利なることを記録しなかった可能性を否定することはできない。また、これほど詳細な記事があっても、かつて田保橋氏が呈示した問題点が全て解決するわけではない。むしろ読んで行くにつれて生じてくる、新たな疑問もある。

例えば、史料7「冒頭にある、「都便有之候処、府使方へハ委不申来、則子謙方江朝廷方申来候者」以下に引用された朝廷の指示は事実だろうか?事実だとすれば、訳官たちとソウルの朝廷もしくは朝廷有力者とのつながりはどのような関係だったのだろうか?また、同じ史料7には、「幾五郎方申見候者(小田幾五郎から言ってみましたことには)」という表現で、小田たちが主張した言葉が記されているが、小田は実際

(231) 日韓双方の史料からみる接触の場(鶴田)

にそう考えてこうした発言を行ったのだろうか。それとも、藩の建前を述べたのだろうか？これらは、通詞と訳官の相互認識に関わる問題だが、その判断のためには膨大な史料に目を通して見る必要があり、簡単に結論を得られずにいるところである。

おわりに

本報告では、江戸時代（朝鮮後期）の対馬・朝鮮関係から、日韓両国の史料を使用することでより立体的に描くことができる事例を、不十分ながら示してきた。

ところで、最初に、「江戸時代に入ると、それ以前の時代と比較して、史料が飛躍的に増大する」と述べた。日韓関係史の史料についても、このことは当てはまる。その特徴は、次の2点である。

第一は、史料の数が多く、散在していることである。江戸時代、日本人間と朝鮮王朝の間との接触機会は、限定的だった。しかし、残されている関連史料は、外交・貿易関係の編纂物だけではない。幕府・諸藩の記録や法令、農村（漁村、都市）史料、文学作品、絵画など、さまざまな史料の中に、日韓関係に関連する記事が含まれている可能性がある⁽²⁶⁾。史料の発掘や、史料集の刊行は、いろいろな場所で行われており、それらを利用した研究も数多く発表されているけれども、全貌を掌握することは容易ではない。また、さまざまな史料が存在することは、それぞれの史料の性格（誰が、何のために作成したか。作成者の両国関係への関わり方、知識や認識など）を、個別に考慮する必要があることを意味する⁽²⁹⁾。そして第二は、ひとつの史料の分量が、非常に長い場合が多いことである。対馬藩の記録はその典型的な存在で、例えば、「館守毎日記」（国立国会図書館所蔵）や各種の「通信使記録」全てを読むためには、何十年もかかるだろう。「小田幾五郎関係史料」で取り上げた史料

だけでも、読み通すことは、簡単ではない。

つまり、①膨大な史料を対象に、②史料の性格を確定しながら、③江戸時代の日韓関係の特徴を良く示す史料や記述を探し出すという作業が研究者に求められているのである。

〔註〕

- (1) 市立函館図書館所蔵。以下「箱館奉行所応接下り物留帳」と略称。
- (2) 対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料。
- (3) 東京大学史料編纂所宗家史料。
- (4) アクテオン号来航をめぐる事実経過については、特記以外、日野清三郎著・長正統編『幕末における対馬と英露』（東京大学出版会、一九六八）に依拠。
- (5) 長崎奉行との連絡のために、長崎に常駐していた役職。
- (6) 口頭で述べた内容を書き記した簡略な書式の書類である。
- (7) 一、諸蛮之内通商御免ニ相成候次第、公辺より朝鮮国江御主意柄宜御告知ニ不被為及候而者、寛永・正保之度耶蘇宗門之国々入津御停止被仰出候節、彼国江御嚴重被仰達候御訊も有之、国許之儀者不絶彼国之漂人在留罷在候中、如此此節イギリス船数十日滞留候而者、被対彼国ニ御不都合之儀ニ御座候事、
- (8) 幕府の役職。役人の監察を行う。また、將軍や幕閣の命令を受け、特定の任務遂行のため地方へ行くこともある。
- (9) 提出の経緯・趣旨については、「当夏英吉利国之船御国尾崎浦江来着、多日令滞留候付而者、御心遣者素、御失費茂不軽、且者人民之疲弊等、旁御難涉無限候二付、何篇此後何之用向茂無之異国船来着不致様、公辺より耽与御差止被下成方御願立被成度、且又右被仰立之通、重而来泊方御差止相成候時、当節之英吉利船之儀者満州江相越、九十月二相掛又々御国江寄船可致、其節馬所望之儀申聞居（中略）相尽方委曲筆頭添添役席案書役海津善九郎江申合来候二付、左之三通書面取調、筋々御内意相尽候上」とある。

(10) (国許は)遠国偏屈之人情、公辺二おゐて異国人御接心之御趣意柄も弁兼候上、国許之儀者旧来朝鮮人取扱之形茂御座候付、当時異人共之振合失礼至極与相心得兎角憤怒強、如何なる異変可相生哉与心配苦念無限次第御座候、

(11) 全体之駆引者五国御条約之御趣意ニ原万端令所置、尤御達面之内条約を押し成丈上陸杯差留候様ニ与有之候得者、可成丈者相制候者勿論ニ候得共、公辺ニをゐて当時異人共御取扱之現体者、毎事御条約之振合共不相聞、異国船多分者品川沖江乗入、江戸中勝手ニ致遊歩、右往来ニ少も異儀無之様、毎度御触達茂有之候を以者、強而御条約之面ニ泥、無理ニ上陸を拒候儀者有之間敷事候間、時宜ニ随、穩便之所置肝要之事候、

(12) 茲に告ぐ、魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国、比年屢ば本邦に航し、切に通商を請ふ。その素情を糺し、その懇款の状を審にするに、憐れむべきものあり。柔遠の道また廢すべからず、仍て各その請ふを許し、以て彼望に應ず。夫れ邪教緊防嚴飭の若きは、何ぞ夫れ言を待たんや。今この事由、不佞をして貴国に告報せしむ。これ東武の特旨なり。兩國交誼の久しきは、固より他邦の比すべきにあらざるなり。只だ希はくば、弥よ隣睦を修め、益す旧盟を敦くせば、幸善たり。

(13) 備辺司啓して曰く、「東萊府使鄭猷狀啓す。関白承襲告知差倭の言内に、魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国、弊邦に通貨す。故に此の別具書契・別幅を呈納するを以て言となすと。事に随ひ往復するは、交隣の間有事相聞こゆるの義に出るなり。回答の書契を撰出し、斯速下送せん」と。(国王)これを允す。

(14) (尹秉鼎)また備辺司の言を以て啓して曰く、即ち「戸曹の報するところを見るに、則ち「魯西亞・仏蘭西・英咭利・亞墨利加四国通貨の」と告知差倭の回札単參価四千兩、趁即区画し辞をなせり」と。これはこれ例に應ずるなり。嶺南(慶尚道・全羅道)所在の新需穀中新米一千三百石を区画し、開倉を待ちて錢を執りこれに報ゆるを計るはいかん」と。伝して曰く、(国王)これを允すと。

(15) 四国通商の事、柔遠の道たるを害さず。而して邪教緊防の如きに至りては、貴国自ら禁制あり、勉を加ふるを待たざるに似たるなり。今この

事由の委報、侃々睦隣の盛誼に出、感荷の極、言諭に勝へず。
(16) 宗義功①(一七七一一八五)は宗義暢四男(兄三人は早世)、法名高源院。宗義功②(一七七三一一八一三)は宗義暢六男、初名富壽、法名淨元院。

(17) 一般には、大名が江戸城で將軍に對面する儀式。この場合は、大名の後継者が將軍に對面してその地位を確認されること。
(18) この一件の主な関係史料は左の通り。

「義功様七月八日御逝去之処御跡目御大切之筋 御権門家より御密旨を以御再生ニ奉取計候始終御内密記録 右ニ付以酌庵長老江御頼之掛合共ニ」(対馬歴史民俗資料館宗家文庫史料、記録類表書札方S③79)。以下「内密記録」と略記。

「義功様七月八日御逝去之処御跡目御大切之筋御権門家より御密旨を以御再生ニ奉取計候始終御内密記録ニ属候江戸其外諸方往復書狀案控」(同、S②186)。

「義功様七月八日御逝去之処御跡目御大切之筋御権門家より御密旨を以御再生ニ奉取計候始終御内密記録ニ属候江戸其外諸方往復書狀」(同、S②187)。以下「往復書狀」。

「高源院様御逝去記録」乾・坤(同、S③77・78)。以下「逝去記録」。

「御内用殿様御病氣一件往復書狀」上・中・下(東京大学史料編纂所宗家史料、宗家3-2333-2335)。
「御内用殿様御病氣一件書状扣」乾・坤(同、宗家3-2336-2337)。
本来、本文記述の典拠となった史料名と利用箇所を個別に注記する必要があるが、今回は省略している。

(19) 以下倭館内での動きは、「館守毎日記 天明五年九月十月」(国立国会図書館宗家文書。823-8-52)、註(18)の「往復書狀」、同「御内用殿様御病氣一件往復書狀」による。

(20) 字は士敏、名は廷修。判官は各官庁の従四品の役人の称。
(21) 「承政院日記」正祖九年(乾隆五十年)十月初四日条。

(22) 「東洋学報」23-3-4、24-2-3。一九三七〜三八年。後、『近代日鮮関係の研究・下』(一九四〇)に所収。

(23) 『史淵』115、一九七八年。

(24) 文献出版、一九八六年。とくに第5章「幕藩体制動揺期の通信使」。

(25) そのような文書を作成するのは、事実経過を記すよりずっと難しい筈である。

(26) 通信使来日(訪日)の場合を例に考えてみると、①対馬藩の「通信使記録」、②幕府の法令、③幕府から命令を受けた諸藩の法令や記録、④動員された村落や沿道村落の史料、⑤筆談・唱和に参加した文化人の関連資料、⑥伝聞記録、⑦文学作品などがあるだろう。

(27) 史料の発掘は、各地の教育委員会(都道府県、市町村)、県史(市史、町史)編纂室、大学、研究者、「郷土史家」などが行っている。史料集の刊行は、地方公共団体の出版物(『県史』、『市史』、『町史』など)、研究機関の刊行物、民間出版社の出版物などが行っている。

(28) もちろん、全体が膨大であっても、研究テーマによっては、関連史料が十分とは限らない。

(29) 当時両国関係に関わった人々の間でも、その立場に応じて、知識や認識は、必ずしも同じでないことを、考慮しなければならない。対馬藩・幕府を例に考えれば、倭館の通詞―倭館館守―対馬藩庁―江戸藩邸―江戸幕府、朝鮮王朝を例に考えれば、訳官(とくに別差・訓導)―東萊府使―備辺司や礼曹―朝廷の重臣、と様々な段階が存在した。

付表 小田幾五郎関連史料(※印は易地聘札関係以外)

記録類Ⅲ 朝鮮関係 A①

- 11 寛政九丁巳年正月日至十一月 御用書物扣覧 小田幾五郎
- 12 戊午年正月夕 御用書物扣覧 小田幾五郎
午十二月十九日 中川要介「乍恐口上覧」を挟み込み。
- 13 甲子年五月 (信使) 議定書 御約条之部
- 14 戊午八月 中川要介殿持渡之 御令文・御返翰・別陳御返答・被仰掛之
真文写 小田幾五郎

附(端裏)「午十二月十九日中川要介殿便」乍恐口上覧

15 寛政十一己未年自正月 御用書物扣覧 小田幾五郎

16 乙丑年閏八月掛合

18 寅十一月十一日・十二月十一日 追々口写扣

19 卯九月三日達 口上手覧

20 七月廿四日 口写

21 丙寅八月十九日 口陳并口写(講定官訓導兼而都船主様江御内願申出
置候品二付今日府使江往復之口写)

22 九月十七日 (小田幾五郎・牛田善兵衛) 口写

23 文化元甲子年乙丑年二至 真文控

24 (文化七年) 午正月廿日 日記書抜

記録類Ⅲ 朝鮮関係 B

6-1 ※天明六丙午年 筋々之諸役江為御見被成候書付 監董官被召仕
之条々

6-2 ※寛延二庚戌年三月九日日帳写 監董官被召仕手控帳

7 (寛政十二年四月) 通詞小田幾五郎等倭館二而訳官と申談候記録)

9 ※有田奎兵衛裁判御役之節重立候御用相務候覚書

9 ※光雲院様御直書之写

14-1 享和元辛酉年 御内密書物扣 小田幾五郎

14-2 享和二壬戌年正月吉旦日 御内密書物扣 小田幾五郎

14-3 享和二壬戌年 御内密真文扣 小田幾五郎

16 享和三癸亥正月夕十二月迄 御内密書物扣 東田庄右衛門・小田幾五郎

郎・牛田善兵衛・吉松右助

17 寛政十二庚申年 御内密書物控 小田幾五郎

46 ※朝鮮向御咄之御都合ニ依御心覚之凡(※文化信使以後)

48 ※韓事問知(※藩内向けの問答集)

49 ※歳遣船図書ノ事例・公貿開市ノ事例

55 (通詞小田幾五郎等倭館二而訳官と申談候記録)

(史料1)

只今二至唐・阿蘭陀之外者入津御制禁之事与相心得居候儀に御座候、然処

此度逐御案内候通、当夏対州尾崎浦江来泊仕候英吉利国之船、国許出帆直
二朝鮮国釜山浦江渡着、対馬守館所江茂罷越、本朝通商御免之儀二付館
司役江致対面趣強而相望、則及応接候段者、先般逐御案内候通御座候、
且又彼国役人共江茂、本朝通商奉御免候次第具二申聞候由御座候、彼国江
茂通商相望候哉二相聞候得者、此後迎茂追々渡着可仕奉存候、就夫寛永・
正保之度耶蘇之国々入津御制禁之儀嚴重被仰達候御儀二付、此度魯西亞・
仏蘭西・英吉利・亜墨利加通商御免被仰付候御儀、是亦御達無之候而者御
不都合之御儀奉存候、依之右四ヶ国之儀通商及懇願、無余儀被 思召上候
付商売之儀者被差免、邪法相弘候儀者弥堅御制禁被 仰出候段、以使者為
告知如何可有御座候哉、尚御主意柄宜被 仰下被成下度奉存候、尤彼国之
都合茂有之事故、告知之駆引者対馬守江御任被成下候ハ、都合能相達度奉
存候

〔史料2〕

魯西亞・仏蘭西・英吉利・亜墨利加より通商及懇願、無余儀被 思召候二
付、商売之儀者被差免候、勿論邪教之儀者弥堅御制禁被 仰出候段、朝鮮
国江為告知候様被 仰出候、尤告知方之儀者御委任被成候間、御都合宜様
可被取計候、

宗対馬守

〔史料3〕

一筆致啓上候、魯西亞・仏蘭西・英吉利・亜墨利加之四国通商懇願仕候二
付、商売之儀者被差免、邪教之儀者弥堅御制禁被 仰出候段、朝鮮国江申
達候処、従礼曹参判之返翰致到来候付、為御披見差上之候、此段為可申上、
呈愚札候、恐惶謹言、

正月廿八日

久世大和守(広周、老中)様

内藤紀伊守(信親、同)様

安藤対馬守様

本多美濃守(忠民、三月十五日老中御免、溜詰格)様

〔史料4〕

貴札令披見候、弥御平安珍重奉存候、四国御通商之儀、遠人被差柔候道二
をみて其害有間布候、邪教繋防之儀者、貴国從來御制禁之御訊二御座候得
者、此場彼是御心遣無之誼儀与奉存候、委細御告知之趣、御隣陸之盛誼
二出候儀与、感荷之至奉存候、別幅之珍品、辱致拝受、菲薄之士宜、聊表
回敬候、余者御諒察可被下候、不備、

〔史料5〕「朝鮮王朝実録」正祖実録九年九月(二十七日)

東萊府使李頤祥馳啓言、「訓導丁一星來告曰、「時館守倭、使守門通事、要
與小的等相接、故與別差往見、則謂、「以島中有莫大慶、対馬太守、喪出五
日、幸得還生」、小的曰、「天下寧有是哉、果若還生、則何不即通、今近兩
朔始」、館守倭曰、「当初症患、乃是熱候、不時喪出、伊後五日、半死半生、
漸漸回蘇、昨日飛船通報而來、有何不信之端耶、小的問於通事諸倭曰「島
主死生、所関如何、而設或還生、豈有五十日後相通耶」、通事倭等曰「此事
言之可愧、島主非真還生、蓋我國規例、各州太守生前、未及一觀江戸、則
*革其世、乃是不易之典、而島主之在任不久、且以年幼、未及一往江戸而
死、平氏將亡、故不得已、與江戸執政相議、以島主之弟喪出様発説、而秘
諱島主之喪、乃以島主之第二弟、代行我州太守也、事非正大、故說道於貴
国礼儀之邦、誠極忸怩、此館守所以不敢直言、而托以還生也、島中既與江
戸執政、相議秘諱、故一島晏然無復可憂、而惟是貴国、未諒事勢、專責義
理、則平氏十世之業、一朝將亡於貴国、而吾輩館中之人、亦將相率而淪没、
顧我平氏、至今保有島中、專頼貴国之恩、一心向慕、無異藩臣、今若終始
顧恤、得以復全、則生死肉骨之沢、為如何哉」云、諸倭之説、倫理殄滅、
誠宜撤館倭之常饋、停送使之宴礼、以光聖朝名教之治、而彼中既無告計文
跡、則自我先発、遽加声罪、事涉如何、申飭訓別等、勿復以悖理之説來告」
云、

*の箇所、あるいは「不」脱力。

東萊府使李頤祥馳啓して言く、「訓導丁一星來告して曰く、「時に館守倭、
守門通事をして、小的らと相接せんことを要む。故に別差ととも往きて

見るに、則ち謂ふに「島中莫大の慶びあるを以てす。対馬太守、喪出五日にして、幸に還生を得」と。小的曰く、「天下に寧んぞこれあらんや。果たして若し還生せば、則ち何ぞ即通せざる。今兩朔の始まるに近し」と。館守倭曰く「当初の疾患、乃ちこれ熱候にして、不時に喪出せり。伊後五日は半死半生。漸漸と回蘇して、昨日飛船通報して来る。何ぞ不信の端しあらんや」と。小的通事諸倭に問うて曰く「島主の死生、関わたるところは如何。而して設し或いは還生せば、あに五十日の後相通することあらんや」と。通事倭等曰く「この事を言うは愧すべし。島主真に還生するにはあらず。蓋し我国の規則、各州の太守、生前未だ江戸へ一觀に及ばざれば、則ち其世を革めず。乃ちこれ不易の典なり。而るに島主の在任久しからず、且つ年幼を以て、未だ江戸へ一往に及ばずして死し、平氏將に亡ぼんとす。故に已むを得ず、江戸の執政と相議し、島主の弟喪出の様を以て説を發し、而して島主の喪を秘諱す。乃ち島主の第二弟を以て我州太守を代行するなり。事は正大にあらず。故に貴国礼儀の邦に道を説くは、誠に極めて忤怩たり。これ館守の取えて直言せずして、托するに還生を以てする所以なり。島中既に江戸執政と相議して秘諱す。故に一島晏然として、復た憂うべきなし。而るに惟だこれ貴国、未だ事勢を諒さず、専ら義理を責めば、則ち平氏十世の業、一朝將に貴国に亡ぼんとす。而して吾輩館中の人、また將に相率いて淪没せんとす。顧みるに我が平氏の、今に至りて島中を保有するは、専ら貴国の恩を頼み、一心に向慕すること、藩臣と異なるなし。今若し終始恤を顧み、得るに復全を以てせば、則ち生死肉骨の沢、如何たらんや」と云う」と。諸倭の説、倫理殄滅す。誠に宜しく館倭の常饋を撤し、送使の宴礼を停め、以て聖朝名教の治を光かすべし。而れども彼中既に告訃の文跡なし。則ち我より先に發し、遽に罪を加声するは、事涉如何。訓・別等を申飭し、復た悖理の説を以て来告するなかれ」と云うと。

〈史料6〉

閏八月九日

講定官敬天玄僉知・訓導陽元玄判官并營史老人・衙前老人、同道二而幾五郎方へ相見、善兵衛兩人二対面、当話相濟訓導方申聞候ハ、講定使公此間

御病と承り居候得共、御聞申度事御座候間、何卒御逢被下候様申上呉候様二と申聞候付、兩人方相答候者、病之段も御存し御座候処、何体之儀御座候哉、大意可被仰聞と申候二付、講定向之御用二候与申出し候故、然者先御扣可被成候、右体之御用席二此兩所如何之筋二而被成御同道候哉、此御兩所ハあちらへ可被引退候、各様何二と御心得御座候哉、我々多年來御用相動候得共、無用之人公幹之席二入来候事無之候、期不申而茂夫式之御勤弁無之而重御用御勤被成候哉、殊更重大成御用席二被差置候者、御心得違二候、早々退出有之様御差可被成候、左無之候ハ、我々引立テ可申と申候所、講定官・訓導方、丁度其通、御用席二他人交候事無之者、銘々も能く存居候得共、此人ハ按察使方被差下候當吏、此人ハ府使方被差下候衙前二而、御用掛合之為二も無之、各々被仰聞候事を書付来候様二と含二候、近頃不省二可有之候へ共、兩使道二被對御見捨可被下と申聞候付、然ハ我々申候品も有之節者、兩使道之御聞二違候様之儀も御座候哉、講定官方、其為二同道いたし候与申候故、兩人方、何二之御用与ハ存不申候得共、宜御引合二候与申、引直り當吏・衙前二向、兩使道之御含と存し不申、其上各二対し疎忽之詞を尽し候得共、不成私儀二御座候、公幹を論し筋相立候上者、互二恕才無之候と、笑ミを合申述、扱、講定御用二付而与有之、其先ハ何二之事二御座候哉、下地御咄し可被下与申候処、訓導袖方書付取出、実名書有之崔何華彦・崔何等聞込之訳ケ有之、遂吟味候処、講定之事、戊午年方して偽造書契二候段申出、各二も符同被致候与之事申出、依之、講定使江相尋候様との儀二候、

兩人方

夫ハ何之事二候哉、驚たるとも不被申、可笑無之候よし、狂人ニしても偽造書契とハ何を為申儀二候哉、貴国二者左様之品取扱候臣下御座候哉、国之恥辱を不被顧御咄し二候、戊午年与有之候者、戊午年礼曹方御書契有之、江戸表へ被差上置候、其偽造と被仰聞候儀者何之事やら一向分り不申、一言半句不致酬酢候御咄し御無用二候、書契之事二候ハ、品二依御咄し可申歟、兩國御和公益篤キ時節、左様之語ハ振り二も不申事二候、

講定官・訓導方

然者戊午年之書契、朝廷方差出し無之候、
兩人、

朝廷方差出し無之与ハ、其偽造書契ニ而可有之候、兩國御誠信御取引之書契者、礼曹・東萊ニ而已ニ候、抑書契者、朝鮮人之文句・筆跡・紙墨迄も他国之品交り無之、御誠信數百年之間疑敷事何ニ無之請取候者、則訓導・講定官之輩朝鮮人ニ候、殊更堂上官与申者、日本向別而重職之員ニ相立、信使之節者使臣之次饗心致シ、渡海官之節者被蒙使命対州ニ書契を被持来朝辞被述候、右御用初発方最早何ヶ年ニ相成候得者、昨今左様之儀被仰聞候哉、追々相勤候堂上官四五員何方方被差出候哉、何れも朝廷方被差出候人ニ御座候、我々朝鮮之御恩を蒙り候身分ニ而御咄し申候、万々一右様之説日本ニ響キ候ものニ至り候得者、朝鮮国之御恥辱、朝廷之御目鑑不明意ニハ押移申間敷哉、兩國間之御用相勤候者、ケ様之大切ニ奉存候、朝廷方差出無之杯とハ、三尺之童子ニ戯れられ候物語ニ而、兩國誠信之詞とハ不被存候、日本向ニハ左様戯れ被仰聞候場ニ無之、頓而采月修聘使も渡ニ相成、其節万々一も接応相滞候而ハ、対州之首尾合者勿論、兩國間之入組忽ニ相生し候、其起り者、貴国方無牀之事を被仰聞、堂上官之人達方我々被欺、我々ハ講定使を欺キ、講定使対州を被欺、対州又江戸を被欺、江戸もまた日本六拾余州之太守ニ命令有之、疾より客館造宮ニ取掛り有之候、ケ様ニ相成居候事之押詰、如何御心得被成候哉、扱又我々符同候与ハ、狂人之語ながら言語同断、口を開も汚ハしく御座候、
□言度儘ニ申事ならハ、一□符同候□見度候、我々符同いたし候へハ、貴国之朝廷者勝手次第ニ相成候儀ニ候哉、何之為ニ朝廷人物を被撰、重任を被申付候哉、貴国之御恥辱を他国ニ晒され候儀と、笑止ニ存候、能々も下地を御尋申候、我々ハ我々ニ候へ共、講定使ニ参り、もし此等之御断被成候節者、府使ニも可失御面目事ニ候、サア御兩人、何ニと思召候哉、各ニも日本判事之身分、兩國間ニ事被起候底意候ハ、一言可被仰聞候、押なめて申サハ、御絶和之下意と相考候、

講定官・訓導

口を揃へ、絶和之事、誰か評をいたし候哉、左様之儀、被申間敷候、絶和と申ハ無限重キ事、我々舌頭ニ出候事ニ無之候、伯国・華彦、国之

恥辱を引出し罪人ニ相成居候、誠ニ可恥儀ニ御座候与申、引続キ書手之者兩人共ニ、絶和と申儀者御無用ニ可被成候与、席中ニ向ヒ相咄候、
兩人、

伯国・華彦罪人ニ相成居候与被仰聞候得共、我々ハ左様ニ存不申候、外向者宰相ニならレ□此方者前講定官・前訓導ニ而候、御兩人茂同様之儀、明日御交代被成候得者同し事ニ御座候、昨今何角と可被仰聞との事ニ而、罪人と被仰候哉、最初ハ朝廷方被差越候重任之人達ニ候、此方へハ前講定官華彦崔同知・前訓導伯国崔同知と可被仰聞候、已来罪人と被仰聞間敷候、扱また、絶和と申儀舌頭ニ出候事ニ無之との御咄ニ候得共、絶和之御底意無之而無牀之筋を起、重キ御書契も御仕直し可被成底意と相察し候、此御書契何程之経略をめぐらされ候而も、決而々々動キ候ものニ無御座候、近来御兩人之御拳動、不落着數多御座候、先日方講定筋ハ二段ニメ、此書付ハ如何哉、あ之書付ハいか、哉杯と、事新く御尋有之、前々講定ニ相成居候筋を毎度御穿鑿ニ付、有之事を有之儘ニ御引合置たる事ニ候、其上、外向ニ御控有之儀をも委御尋被成、不審ニ存居候、ケ様無牀成儀、府使方御尋被成者迎、おめく〜と此方へ御尋被成候哉、余りたわひ無キ事ニ付、我々おゐて一円答者不致候、貴□内ニ而何様之儀も吐出し可申御咄条□貴国内之事ニ候与申候所、何れ講定使公へ者被罷上、貴様達迄用事有之入館仕候ニ付、御病何ニと御座候哉之趣、宜御申可被下与申間候付、兩人共、講定使様江罷上り、返礼之御挨拶申上ケ、間も無く罷歸り、当話之御返答申通し候事、

附り、彼銘々咄し合も可有之、態と兩人共に罷上り致往復候事、
講定官・訓導、

先刻貴様達御答之大意、書記し可申与申間ル、
兩人、

あの様成ルたはひ無キ事ニ答ハ決而不致候、先刻咄之大意御耳留りも候ハ、如何共御筆可被成候、

彼方聞書大意覚、

偽造書契与申儀、是無く候、戊午年書契・萊府之書契杯、追々之堂上官当任之人より相受取有之候、

但、偽造之二字を云時者、心無仰付之意、又必欲殺害と書たる語跡二有之、此二語我々之体を書記し候と覚候、符同之儀、初方無之語二候、若も夫等之儀御座候時、追々之堂上官何れも可被致同意事候哉、委細申不及候事、对州を欺候与申者、我々を罪科二被行候様二と申たる語と考候、国之事を不思人、天か下に可有之候哉、

但、語不成説ト留二有之、右之通相認、詞二而説為聞候、我々一向文字不委体二いたし居、其内曲理之文意二而も認メ有と眼を付ケ、態と大様二洩候得共、書手共理を立書取り候体二見、

書手之者共方申聞候者、此下二各様押印可被下候与申候二付、兩人方、是者先刻申候通、答者無之、咄し二候、夫二なんぞ押印可致様無之、又是等之儀、貴様達方被仰聞候事二無之候、講定官・訓導如何思召候哉、講定官・訓導相答候者、貴様方咄し書留候事ゆへ、其身府使之前言訳も立可申、如何様押印して被遣度候、本意者我国之者他国之人江曖昧之儀申候を其儘二て朝廷二差出候而者、若万一朝命如何可有之哉難計、却而大成ル御手入候間、兩使道方、各之咄しを聞キ、其筋明白ニ顯レ候様二との事二て、随分宜敷訳二候、押印被致而も、貴様方之害二成候事無之候与申候二付、兩人方、如何宜事、如何程害二成候事有之共、夫抔之儀、聊不懸念致候、併、兩使道之思召と被仰候故、固執二も不被申、講定官、訓導兩所方書付御出し可被成候、何二と書候事哉、兩人方、其書付ハ、ケ様之非道日本方被仰聞候時、一々相答押印候而差出可申、と一札御渡し可被置候、夫者難致候、然者、此条々後日何共申間布、此節限り候間、押印可被下と一札御渡し可被成候、兩使道之思召と有之候付、無体二ハ不申、押印可致候、サア一札御渡し可被置候、我々ハ無法之筋不申、一札御渡し可被成と詰寄候所、書手之者共方、日も長ケ候付、其事ハ後二御談し被成度申候を潮ニメ、訓導方、先達而朝廷ニ転達と言意無之候而者日本向不相濟段、各々下書を被ると相聞へ、其通二候哉、

彼方聞書大意覚

江戸表へ上り候書、朝廷二無之候而者不相濟儀、新二申迄無之、对州方申来候意、能々相貫候様不申達不叶、依之、要之事、折節者書付懸御目候事も可有之候、今御兩人江掛合候茂同様、其事精委御合点二至候様二者いつ迄も致シ成候儀二御座候、

但、可為憑信之資ト云フ有リ、

彼方聞書大意覚
銅二十称、土正朴僉知被致借用候事為有之と覚へ候、其段对州勘定所江返済為有之と承り候、公木參百束之事者、其節伯国訓導二而、年条之公木相借居候二付、死貨を以差繰置得者并利二有之、此先キ追々返済可致との事二候、余り委敷御尋二付、一向手近二可申述候、戊午年之書契、公義江差上有之、是二付候公幹少二而茂相滞候而者、对州興亡二拘り候へ者、よしや參百束四百束死貨を以借渡、何を屈託無之事二候、

右掛合中彼方方、伯国・華彦公幹之浮費為之致借用候旨申たる趣毎々申聞候付、我々方、其身者如何様二も可被存、我々ニおゐてハ左様二者不存候、殊更乙卯年以来順成二至りたる公幹、今二至り浮費と申へく様無之、併、戊午年公義江者書契差上有之重大之御用、少し二而も相滞候而者、国之大事、兩國間之為候間、參百束四百束借し渡し有之共、御不審被下候儀二無之、其上死貨有事及候与持合候付、大意前条二有之、

彼方聞書大意覚

公木參百束借受られ候砌、我々方之反物被送候様為申との説、誠二恥敷事二候、左様無心申ス了簡二候ハ、其内四五十束又者百束も可被下与可申事二而者無之候哉、

但、取食事語不成説ト言有之、

彼方聞書大意覚

通信之時節目条々申来候度毎二、我々劔ヲ抜き、いやとあれば刺殺候体をなし候二付、其意二応候との事、不興千万笑止に候、公幹之預り候身分、右様事共二而滞なく可相勤哉、我々二而ハ左様之体見請候程成る事も不申場二候、扱又、講定官下り方及延引、時々掛合致たる咄御座候、然処、伯国崔同知方、景和差当有之候へ共、病氣二而下来方相

滞候との書付も追々有之候、景和公是非下られ候様、我々相晰共談合いたし候との儀、実ニ不存寄、貴国之御役人を此方何□ニ被仰付度と申儀、我々式之者相談候共、其通相成儀御座候哉、

但、聞甚可笑ト言之有之、

彼方聞書大意覚

辛亥年議聘使渡有之、御用順能□不至、乙卯年返翰受取帰国有之候、然処、此年方聞も無く土正朴正訓導ニ下來有之、早速被申聞候者、近頃議聘使帰国有之、今ニ而ハ易地省弊之事出來間敷候哉、拙者下來之節朝廷々含之有之、領儀政者別而懇意ニ付、直々之達も承り、易地省弊日本之為計リニして我國之益無之と相聞居候、我國ニ茂益有之候ハ、可談事ニ候処、日本向キ勝手而已ニ而無益之談ニ不応、其方此度下着之上、早々□繕相談候様、領儀政者素々、朝廷方□含候、殊ニ近來我國参政相衰へ旁ニ付、可談□候之間之、又々御談しニ至へく哉との意ニ候間、右之趣講定使館司之節ニ而、朝廷方御含と有之候得者、跡事ながらも打捨かたく、右之趣意書付差出候様ニと有之、則真文ニて土正方書付被差出候、講定使より対州へ被差越候処、対州も昨今議聘使帰国有之間も無之、其返翰者江戸江被差越候上、殊更右之通りニ有之、甚にあぐみ彼是見合せ居候内、翌辰年堂上官ニ被仰付、汝完□余知方後官ニ候所、先官ニ被仰付、則首官ニて土正朴僉知被蒙渡海官、渡着之上対州ニおみて奉行共應對候処、奉行方、堂上官書付而已ニ而者□如何ニ茂難取扱、府使方御書契有之候ハ、太守様江可被致周旋候、左無之而者御談ニ不相成与被申候付、土正方、帰国之上府使方書契被差出候様可致与堅く被申出置、訳官帰国直ニ上京、翌年土正二者為別遣と態々下り被來候而、府使方之御書契茂被差渡候、其砌右之趣奉行を以江戸へ御内々被仰上候処、則対州江答メ之如く命令有之、甚以手入之趣ニ相聞候、乍併、兩國と為と□存、対州各別之周旋ニ而又々右書契を以申上□候処、礼曹方之書契有之候ハ、朝廷之意士相貫との儀ニ付、此趣土正江相達候処、則戊午年礼曹方之書契下り來、江戸表ニ被差上、丁度今之通ニ候、ケ様ニ相成居候事、少しニ而茂御用筋滞候而者、決而く不相濟儀ニ御座候、附り、此通り相咄し、後ニ而、事長く候間、若年月前後も可有之、此

儀ニおゐてハ又々御尋可被成候、彼方此内筋々之所計り書留□筋々尋ニ始終委相咄候事、

此所、後ニ而能々考候得者、其実ハ、御□文を以被仰出候趣、府使迄被仰達候を、府使方之御請有之、此ニ□別段礼曹方被起候御謝書一同ニ出申候、此謝書御返答ニ者最早不及申事ニ候、右之通相濟居候事、

附り、其節早々貫通いたし候様ニと存し、其上長キ事ニ而右之通相答、右相認メ候、講定官・訓導方、又々押印ハ如何哉与申聞候ニ付、御両所方書付者如何哉、我々気性兼々御存知所ニ候、此上被仰聞候得者、覚悟御座候与、押詰たる様子を考候哉、書手共々、我々然者府使江申出たけ、何ニ而茂少し御記し被下たしと申候ニ付、夫ハ各之筋、拙者共存たる事ニ而無之候、乍去、強く御心遣ニ候ハ、、宴享之節府使方我々を御呼被成候ハ、今日之約合委く可申上候と申候付、然者、夜ニ入差急候間、罷歸り候段申聞候故、先ツ御扣へ可被成候、此等之儀又々預御尋ニ候而者、一言之不致咄候、外向ニも書契往復扣も有之筈、御用之行道等は又明白ニ有之筈、必し茂此杯之御往復御無用ニ候、此間者引統講定官御出來有之候得共、最早御出來不及候、講定御用筋之節ハ、明日ニ而も此方方御下り被成候様ニと申可遣候、

附り、兩人ハ御用席ニ被出候事故、姓名御記し可被下と申候所、ちとあくミたる躰ニも候へ共、講定官方夫記し候様ニ申付候、則、

當史 權 宋瑞
衙前 朴 乃輿

同十日

講定官入館、通詞家方兩人共二片時逢度由申來候ニ付、参り候処、兩人江早速申聞候者、昨日之掛合すと宜敷、兩使道共ニ、是ニ而日本人之申分能々相貫、昨日相尋候者宜心得候との咄ニ而、誠に致安心、明後日共ハ啓聞ニ可相成候、今日者又々押印之事被申遣、書手恣人同道、あの晰し伯国杯々へも被引合候事ニも無之候、頓而責様方宅ニ参り可申と申聞、無程書手と兩人善兵衛方へ相見へ、訓導ハ少々病ニ而不致下來、其上日々事々數も有之、我等兩人罷下候、何分昨日之聞書に御招印可被下候と申候故、我々方、今日ハ御頼之躰ニ被仰聞、九十御掛合いたす間敷候へとも、途方も無

大切之筋、人方被申聞、夫二而受答書可致哉、嘶しハ何様二も有内之事二候、今館中下々者共へ姿をいたし候杯候と、無理ニ申掛候時、日本人氣質こらへ可申哉、事御重く候二付、如昨一日相咄候得共、強而被申聞候もの二候ハ、弥覺語可致外無之候与申候処、覺語杯と被申候程之儀ニ無之、是又外向之手数二候、此上強而不申候と申候二付、然者早々御登り可被成、御用之節者申遣候様可致候、これな事ハ又候被仰聞敷候与申置候、

〔史料7〕

講定官密々申聞候者、都便有之候処、府使方へハ委不申来、則子謙方江朝廷方々申来候者、今度返翰之事、府使方へ申越候而者表向二相成候間、其方共江含メ遣し候二付、其方共日本向懇に致示談、順便二相成候様相尽し可申与之事二候、

一返翰者何れ彼方請取向不成而者不相濟、此方々差出候品其儘ニ而仕替候時者、右返翰之意朝議相決候上之儀故、其節致朝決候数多之宰相不心得に相成り、其上彼方へ募而申儀ニ無之候得共、奸悪之者共之意ニ応し取濟候者国体不相濟、無本意事二候、此意其方共相合居、順便二扱候様与之事、

但、幾五郎方申見候者、此御返翰一時ニ而茂御受取被成候事、決而不相成儀ニ御座候、頃日方申候通り、国之大切ニ及候儀を、如何様之事有之共御預り可被成哉、御察し可成与申候処、講定官方、是□御請取被成候様申事ニ茂無之、返翰何方ニ有之而茂、館内ニさへ有之候得者、

外向者不差支候与申聞候事、

々返簡彼方容易ニ受取間敷、就夫、其方共朝意之旨を以書付差出し、懇ニ申論、何分受取ニ相成候様相尽し可申との事、

々右趣向表向返翰受取候ものにして、対州方此返翰之意を以書契来候者、夫を以速ニ相応彼此順便ニ可致候との事、

々対州方□へ被差渡候文意之趣も朝廷方含有之候、右返翰誠ニ致当惑候、此趣東武ニ申出候事ニ無之候、然者我国自然と亡ひ候与申ものニ御座候与云意ニ而申来候得者、双方順便ニ事整り候与書意迄も申来候、

但、幾五郎申見候者、何れも難被成事ニ御座候、此御書契如何程御丁

寧之御返翰出候而茂むだ事二候、当大差使様御返翰あの儘ニ而者、何篇不相濟候、此儀何ニと御心得被成候哉、講定官方、夫者相心得居候、大様さへ順路ニ至候得者、大差公御返翰者屹度丁寧ニ相調り可申候、此等氣遣被申聞敷と申聞、

々右書契新ニ大差使御持渡被成候得者、早速許接ニ至り、諸般速ニ取計可申候、此趣も相合来居候段申聞、

但、幾五郎方申見候者、大差使与申者江戸表方之御使者ニ而、御国之思召ニ而ハ不容易儀ニ候与相咄候処、講定官方、然者どの御送使ニ而も御持渡、宴厅ニ而御渡被成候得者不苦候与申聞候事、

々講定官方、右之意何分御内願被申上可被下候、誠ニヶ程迄朝廷方含有之、手を被尺候、御用之土台ハ相濟居候、今ニ而者手筋を調へ候而已ニ候を、口借(惜力)事共ニ候、此事不相叶候得者、先達而方申談し候通り、飛船着之上而使道別宴被仰掛候上、□有ル御方東萊江御越被成候外無之候、

是ニ至時、弥無滞相整り可申哉之程も難計候、何卒朝廷方含通り御扱見可被下与申候二付、我々方、不容易儀ニ御座候与一通り申置候事、

但、講定官罷歸り候節、善兵衛ニ申候者、幾五郎江相咄候、飛船渡着之上談事ニ候与申聞、

右大意者訓導方も申聞候得共、至而重キ筋、我々何共難申御座候与申置候、以上、

七月廿四日

小田幾五郎
牛田善兵衛

(参考・史料7の訳文例)

口写

講定官が密かに言うことには、「都からの手紙がありましたところ、東萊府使の方へは詳しいことは言っておずに、子謙(人名)の方へ朝廷から『今度の返事の書契のことは、東萊府使の方へ連絡しては表向きになつてしまふので、その方たちへ申し含めておくから、その方たちが日本に対して懇ろに相談して、うまくことが運ぶように努力せよ』とのことでした。」

一(朝廷の指示は)返事の書契は、いずれ彼の方(日本)は受け取らなくて

は済まない。こちら（朝鮮側）から差し出す品を、（来翰に）そのまま対応させて作成した場合は、右の返事の書契は朝廷の議論が決まった上でのことだから、その時に朝廷の議論を決めた多数の重臣が不心得だったということになってしまふ。その上、日本に対して強く言うべきことではないけれども、悪人（収賄や書契偽造で処罰された者を指す）たちの考えに即して処理するのは、国家の対面として済まない、不本意なことである。この考えをその方たちは念頭に置いて、うまくことが運ぶようにせよ」とのことでした。

ただし、幾五郎は以下のように言ってみました。「この返事の書契は、一時的にでも受け取ることは、決してできないことです。先日から言っているとおり、国家の重大事に及ぶことを、どのような理由があっても受け取ることができませんか。お考えください」と言ったところ、講定官は、「この書契は、きちんとお受け取りになることにはないのです。返事の書契はどこにあっても、（朝鮮側の手を離れて）倭館の内にさえあれば、朝鮮としては少しも差し支えないのです」と言った。

◊（同様に）返事の書契を、日本側は簡単には受け取らないだろう。それについて、その方たちは、朝廷の意向であるとして書付を差し出し、よく説明して、なんとか受け取るように努力せよ」とのことでした。

◊「右の趣向は、表向き返事の書契を受け取るというもので、対馬からこの返事の趣旨に対する書契が来れば、それに対して速やかに対応し、うまく行くようにしよう」とのことでした。

◊対馬から□（朝鮮方）へ渡される書契の文意についても、朝廷から申し含めがありました。

「右の返翰には誠に当惑しています。この趣旨は幕府に申し出ることはできません。そうすれば我が藩は必然的に滅亡してしまうというものです」という文意で言つて来ればお互いうまくことが整う。」と、書契の趣旨までも言つて来ています。

ただし、幾五郎は以下のように言ってみました。「いずれも困難なことです。この書契にそれほど丁寧な返翰がなくても意味がありません。今の大差使への返翰があのままでは、どうしようもありません。このことをどうお考えですか。」と。講定官は、「それは分かっています。大卒さえ順調に行けば、

大差使公への返翰はきつと丁寧な（丁寧な文面で）作成しましょう。これらのお気づかいはいりません。」と言いました。

◊「右の（今回の返翰では困るといふ趣旨の）書契を、新たに大差使がご持参になれば、早速応接を許可して、諸般速やかに取りはからう。」という趣旨も（朝廷から）申し含められて来ています。」と（講定官は）言いました。

ただし、幾五郎からは以下のように言ってみました。「大差使というのは江戸幕府からのご使者であつて、対馬国元のお考えでは簡単には行かないことです。」と話したところ、講定官からは、「それならばどの使者でもご持参になり、宴享の時にお渡しなされば結構です。」と言いました。

◊講定官から、「右の趣意を何分内々にお願ひ申し上げてください。誠にこれほどまで朝廷から内々の指示があり、手を尽くされているのです。御用の土台は出来ています。現在では手順を踏むだけなのに、残念なことです。このことが了解いただけないのであれば、先だつてから言つて

いますように、飛船（連絡用の小舟）が着いた上で、両使道に（定例以外の）別宴を要請され、□有るお方が東萊府へ越しになる以外にありません。このようになった時、ほんとうに滞り無くうまく行くかどうかも分かりません。そうか朝廷からの指示通りにやってみて下さい。」と言いましたので、我々からは、「容易なことではありません。」と一応言っておきました。

ただし、講定官が帰る際に、善兵衛に言ったことには、幾五郎へも話しました。飛船渡着の上で相談しましょう。」と言いました。

右の大意は訓導からも言いましたけれども、「至つて重大な筋であり、我々は何とも申し上げられません。」と言つておきました。以上。

〔付記〕

本報告の内、1は拙稿「万延元年、対馬藩による朝鮮への四国通商告知一件」（横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『一九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年）、2は「対馬・江戸・釜山―天明五年、宗猪三郎急死一件をめぐって―」（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年）を元に再構成したものである。